

## 医師・歯科医師の労働と自己研鑽について

R3.6.21 作成

R4.8.8 修正

### ○業務について

- ・ 所定労働時間中に行う活動は全て業務とする。
- ・ 下記表は、所定労働時間外に行われる活動を業務、業務外で整理したものである。但し、診療は、突発的及び事前に予測できない業務を占めるが、診療外業務（教育、管理・運営）においては、原則、勤務時間内に行うことができると考える。

### ○自己研鑽について

（労働時間に該当しない）

- ・ 所定労働時間外に行う研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、上司の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、業務に該当しない。※所定労働時間内において勤務場所で研鑽を行う場合は、当然に労働時間となる。

（労働時間に該当する）※原則、所定労働時間内に行う

- ・ 業務上必須な研鑽
- ・ 上司の明示・黙示の指示により行われる場合には、これが所定労働時間外に行われるものであっても、又は診療等の本来業務との直接の関連性なく行われるものであっても、労働時間に該当する。
- ・ 研鑽の不実施に対する査定上のマイナス評価等の不利益が課されている場合や、研鑽が業務上必須である場合は労働時間に該当する。

	業務	業務外活動（自己研鑽）
診療	(1) 診療行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備・後処理</li> <li>・ 術後患者管理（待機中の仮眠除く）</li> <li>・ 検査結果待ち時間</li> <li>・ インフォームド・コンセント</li> <li>・ カルテ記載</li> <li>・ 治験</li> <li>・ 手術記録作成</li> <li>・ 内科における全身麻酔下内視鏡検査・内視鏡治療、外科における標本整理等</li> </ul> (2) カンファレンス（朝の場合は、終了後勤務開始時間まで含む）及びその準備・後処理 (3) 診療計画の策定 (4) 診療のための画像診断、読影、それに伴う指示 (5) 診療のための調査（右記(1)除く） (6) 臨床研究の説明や同意取得 (7) 土日祝日（勤務を要しない日）の回診 ※上司から命ぜられた場合に限る (8) 時間外の患者対応 ※上司から命ぜられた待機時間内の対応に限る (9) 在宅（電話）診療 ※緊急時でカルテに記載される診療を想定 (10) その他、上司が個別判断で認めたもの（診療業務上必須な研鑽含む）	(1) 診療ガイドラインについての勉強 (2) シミュレーターを用いた手技の練習等 (3) 手術・処置等の見学、ビデオ学習、外科治療後のビデオ編集 (4) 新たな治療法、検査、診断や新薬等の診療に関する情報収集(知識習得の学習) (5) 家族等への術前説明の面会時間が決まっている場合、それまでの間の休憩時間 (6) 診療経験や見学の機会を確保するための当直シフト外での待機 (7) 自主的な院内勉強会への参加、発表準備等 (8) 患者の治療に直接関わらない自己啓発等

診療外業務 (教育)	<p>※(1)～(3),(4)の( )内、(5)は、院内で行なう活動に限る。</p> <p>(1)研修医・歯科研修医・専攻医への指導</p> <p>(2)大学院生・学部学生等への指導</p> <p>(3)看護師等コメディカル、事務職員等への指導</p> <p>(4)講義(講義準備、試験問題作成、試験準備を含む)⇒( )内の準備等は、<u>カルテ等の閲覧が必要なもの</u>に限る。</p> <p>(5) OSCE評価</p> <p>(6)その他上司が個別判断で認めたもの</p>	<p>(1)左記の教育以外の活動</p> <p>(2)その他、左記以外の活動</p>
診療外業務 (研究)	<p>(1)科学研究費補助金等、獲得した外部資金による研究に係る関係書類作成及びその研究活動</p> <p>(2)業務上必要であり、上司が参加を義務付けた学会における発表、論文作成(診療データの整理・症例報告・スライド作成等含む)</p> <p>(3)学会運営活動(本院の当番で個人に割り当てがある場合のみ)</p> <p>(4)上司が認めた患者の治療に直接必要な臨床試験に係る活動</p> <p>(5)その他上司が個別判断で認めたもの</p>	<p>(1)博士の学位、専門医取得及びその更新のための研究、研究会等への出席、症例報告の作成、データ整理、論文作成など</p> <p>(2)診療等の本来業務とは区別された臨床研究に係る活動</p> <p>(3)担当患者でない症例について、自由意志で行う術式の研究</p> <p>(4)データベース作成のためのカルテ検索</p> <p>(5)論文を読む</p> <p>(6)その他、左記以外の活動</p>
診療外業務 (管理・運営)	<p>(1)大学、病院あるいは診療科運営のための会議、委員会等への出席(院内における資料作成含む)</p> <p>※勤務時間内に終了する委員会等は申請不要</p> <p>※勤務時間内に開催した委員会等であっても、開催が時間外に及ぶ場合は申請</p> <p>(2)大学、病院あるいは診療科運営のための管理・運営業務(人事、業務改善等)</p> <p>(3)病院が受講を義務づけているビデオ視聴</p> <p>※勤務時間内に視聴することを原則とする。</p> <p>(4)病院内における調書作成と入力(教員再任審査申請書類、テニユア・トラック審査申請書類、教員活動評価調書等)</p> <p>(5)学内の学校医・産業医</p> <p>(6)その他、大学・病院が承認した業務</p>	<p>(1)受講が任意である研修、講演、ビデオ視聴等</p> <p>(2)その他、左記以外の活動</p>
その他	<p>(1)大学(病院含む)が主催・派遣する社会貢献活動(兼業を除く)</p> <p>(2)大学・病院が認めた学外の委員等</p> <p>(3)その他、大学・病院が承認した活動</p>	<p>(1)大学院の受験勉強</p> <p>(2)その他、左記以外の活動</p>